○石狩市乳幼児等医療費給付条例

平成6年12月12日条例第24号

〔注〕平成17年から改正経過を注記した。

改正

平成8年8月12日条例第13号 平成8年8月12日条例第16号 平成9年8月29日条例第23号 平成10年3月30日条例第12号 平成12年3月30日条例第13号 平成12年3月30日条例第14号 平成12年12月21日条例第52号 平成14年9月30日条例第24号 平成15年12月18日条例第29号 平成16年6月30日条例第18号 平成17年6月30日条例第33号 平成18年3月27日条例第16号 平成18年9月25日条例第37号 平成19年3月26日条例第10号 平成20年12月24日条例第32号 平成21年4月1日条例第13号 平成24年3月27日条例第4号 平成28年3月31日条例第13号

石狩市乳幼児等医療費給付条例

石狩町乳幼児医療費給付条例(昭和47年条例第18号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児等の医療費の一部をその保護者に給付することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「乳幼児」とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 「保護者」とは、乳幼児の親権を行う者、未成年後見人その他の者で現に乳幼児を監護する者をいう。
- (3) 「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法 (大正11年法律第70号)
 - イ 船員保険法 (昭和14年法律第73号)
 - ウ 国民健康保険法 (昭和33年法律第192号)
 - 工 私立学校教職員共済法 (昭和28年法律第245号)
 - 才 国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号)
 - カ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (4) 「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者が医療保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときは、その額を控除した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。
- (5) 「基本利用料」とは、指定訪問看護を受ける者の保護者が負担すべき額として規則で定め る額をいう。
- (6) 「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める 額をいう。
- (7) 「付加給付」とは、医療保険各法の被保険者、加入者又は組合員の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられた場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

(受給資格者)

- 第3条 この条例に定める受給の対象となる者(以下「受給資格者」という。)は、医療保険各法 の規定による被保険者又は被扶養者であり、かつ、本市の区域内に住所を有する世帯に属する乳 幼児とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除くものとする。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている乳幼児

- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号に規定する措置を受けている乳幼児
- (3) 保護者が石狩市特定滞納者に対する特別措置に関する条例(平成19年条例第9号)第2条 に規定する特定滞納者である乳幼児

(受給資格者の認定)

- 第4条 保護者は、市長に受給資格者の認定申請をしなければならない。
- 2 市長は、前項の申請に基づき、この条例に定める受給資格者と認定したときは、申請者に受給 者証を交付しなければならない。

第5条 削除

(給付の範囲)

第6条 本市は、受給資格者に係る医療費から規則で定める一部負担金、基本利用料、食事療養標準負担額及び付加給付の額を控除して得た額を給付する。

(給付の申請及び申請期間)

- 第7条 前条の給付は、保護者からの申請に基づき行うものとする。
- 2 市長は、必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、医療保険各法に規定する保険 医療機関又は保険薬局に支払うことにより前条の給付を行うことができる。
- 3 前2項の申請期間は、医療を受けた日の属する月の末日から起算して2年以内とする。 (届出の義務)
- **第8条** 受給資格者が、その資格を喪失したとき、又は届出事項に変更があったときは、保護者は、 その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(給付金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な行為により第6条に定める給付を受けた者があるときは、その 者から当該給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(学齢児の特例給付)

- 第10条 医療保険各法の被保険者、加入者又は組合員の被扶養者であり、かつ、本市の区域内に住所を有する世帯に属する6歳に達する日後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「学齢児」という。)は、入院し、又は指定訪問看護を受けたときに限り、第3条の規定にかかわらず受給資格者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は除くものとする。
 - (1) 生活保護法による保護を受けている学齢児

- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置を受けている学齢児
- (3) 学齢児の親権を行う者、未成年後見人その他の者で現に学齢児を監護する者(以下「学齢児の保護者」という。)が石狩市特定滞納者に対する特別措置に関する条例第2条に規定する特定滞納者である学齢児
- (4) 学齢児の保護者の前年(1月から7月までの間に行われた医療に係る医療費の給付については、前々年)の所得が規則で定める額以上である学齢児
- 2 本市は、学齢児の受給資格者に係る医療費(入院又は指定訪問看護に係るものに限る。)から 規則で定める一部負担金、基本利用料、食事療養標準負担額及び付加給付の額を控除して得た額 を給付する。
- 3 前2項に定めるもののほか、学齢児の医療費の特例給付については、乳幼児の医療費の給付の 例による。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。

(標準負担額に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から平成8年9月30日までの間は、この条例の規定による改正後の条例第 2条中「標準負担額」とあるのは「600円(健康保険法第43条の17第2項の厚生省令で定める者に ついては、厚生大臣が別に定める額)」とする。

(厚田村及び浜益村の編入に伴う経過措置)

- 3 厚田村及び浜益村の編入の日(以下「編入日」という。)前に、厚田村乳幼児医療費給付に関する条例(昭和48年厚田村条例第27号)又は浜益村乳幼児医療費助成に関する条例(昭和48年浜益村条例第17号)(以下これらを「編入前の条例」という。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりされたものとみなす。ただし、編入日前に行われた医療(次項に係るものを除く。)に係る医療費の給付については、なお編入前の条例の例による。
- 4 編入日前に行われた浜益村幼児、児童及び生徒の歯科医療費助成に関する条例(平成6年浜益村条例第5号)の受給資格者についての歯科医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成8年8月12日条例第13号抄)

- 1 この条例は、平成8年9月1日から施行する。(後略)
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置については、別に市長が定めることができる。

附 則(平成8年8月12日条例第16号)

この条例は、平成8年9月1日から施行する。

附 則 (平成9年8月29日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年3月30日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月30日条例第13号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月30日条例第14号)

- 1 この条例は、平成12年7月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の石狩市乳幼児医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の給付について適用し、同日前の医療に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月21日条例第52号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成14年9月30日条例第24号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(石狩市乳幼児医療費給付条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第3条の規定による改正後の石狩市乳幼児医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後 に行われる医療に係る医療費の給付について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の給付 については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年12月18日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の石狩市乳幼児医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の給付について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則(平成16年6月30日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の石狩市乳幼児医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の給付について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年6月30日条例第33号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年3月27日条例第16号抄)

(施行期日)

1 この条例は、(中略) 平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

3 (前略)第3条の規定による改正後の(中略)石狩市乳幼児医療費給付条例の規定は、平成18年10月1日以後に行われる医療に係る医療費の助成又は給付について適用し、同日前に行われた 医療に係る医療費の助成又は給付については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年9月25日条例第37号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 (前略)第3条までの規定による改正後の(中略)石狩市乳幼児医療費給付条例の規定は、平成19年7月1日(以下「施行日」という。)以後にする受給者証の交付について適用し、同日前にした受給者証の交付については、なお従前の例による。

附 則(平成20年12月24日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の石狩市乳幼児等医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の 医療に係る医療費の給付について適用し、同日前の医療に係る医療費の給付については、なお従 前の例による。

附 則 (平成21年4月1日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日条例第4号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の石狩市乳幼児等医療費給付条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る学齢 児の医療費の特例給付について適用し、同日前の医療に係る学齢児の医療費の特例給付について は、なお従前の例による。